

加古川市営住宅婚約・内縁関係取扱い規程

令和 7 年12月23日住宅政策課長決定

（目的）

第1条 この規程は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第6号に規定する婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者（以下「婚約・内縁関係」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

（婚約・内縁関係の要件）

第2条 婚約・内縁関係の要件は、次の第1号及び第2号のいずれも満たすもの又は第3号を満たすものとする。

- （1）同居している双方の住民票上の住所が1年以上同じであることが確認できること又は市営住宅入居後、当該市営住宅に1年以上同居し、生計を一にすることを婚約・内縁誓約書（様式第1号）にて誓約すること。
- （2）双方に配偶者がいないことが戸籍謄本で確認できること。ただし、特別の事情により戸籍謄本上の配偶者を除籍できないことが書類で確認できる場合はこの限りでない。
- （3）兵庫県パートナーシップ制度実施要綱第5条の規定に基づくパートナーシップ制度届出受理証明書で確認できること。

（その他）

第3条 この規程に定めるもののほか、婚約・内縁関係の取扱いに必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年12月23日から施行する。

婚約・内縁誓約書

加古川市長 様

今後、私たちは 婚 約 ・ 内 縁 関係にある者として、加古川市営住宅
(い ず れ か に ○)
に1年以上同居し、生計を一にすることを誓約します。

年 月 日

○申込者

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

○同居者

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)